

平成29年3月29日

周南社協規程第90号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会しんなんよう
介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業運営規程

一部改正 平成30年3月19日

社会福祉法人周南市社会福祉協議会しんなんよう指定訪問介護事業運営規程（周南社協規程第56号）に準じ、介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業運営規程を定める。

一部改正（平成30年3月19日）

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会が開設する周南市社会福祉協議会しんなんよう（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下「訪問介護員等」という。）が、支援状態にある者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問介護を提供することにより要介護度の重度化を防ぐことを目的とする。

一部改正（平成30年3月19日）

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター他、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 周南市社会福祉協議会しんなんよう

（2）所在地 周南市古川町1番17号（周南市新南陽総合福祉センター内）

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者の衛生管理を行う。

（2）サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、事業所に対する事業の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別援助計画の作成等を行うとともに、自らも事業の提供に当たる。

（3）訪問介護員 13名

訪問介護員は、事業の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 連絡体制等：電話等により、24時間常時連絡が可能で、必要に応じて営業日・営業時間外でも対応できる体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、周南市の区域とする。

(事業内容及び利用料等)

第7条 事業内容は次のとおりとし、訪問介護を提供した場合の利用料の額は、周南市が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるとき、その額は介護保険負担割合証によるものとする。

(1) 身体介護・生活援助

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 周南市地域は、無料。

(2) 通常地域以外は、交通費の実費を利用者が負担するものとする。なお、公用車を使用した場合は、区境を越えて片道1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき37円を負担するものとする。

一部改正（平成30年3月19日）

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

第9条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、提供した事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第11条 事業所は、利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、利用者と相談の上損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、利用者又はその家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修…採用後1か月以内

(2) 継続研修…随時

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、別に定めるものとする。

附 則 (平成29年3月29日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月19日)

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。